

指定自立支援医療機関（精神通院医療）自己点検実施要領

1．目的

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成17年法律第123号）第10条第1項、第66条第1項及び「指定障害福祉サービス事業者等の指導監査について」（平成26年1月23日障発0123第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）等に基づき、指定自立支援医療機関（精神通院医療）の良質かつ適切な自立支援医療の実施を図る。

2．対象

すべての指定自立支援医療機関（精神通院医療）

3．実施方法

- （1）指定自立支援医療機関（精神通院医療）は適宜自己点検表（様式1～3）により自己点検を行い、6年に1度（更新時）更新申請書とともに障害福祉課へ提出する。
- （2）指定自立支援医療機関は不適切な項目がある場合は改善策を記入した上で提出する。
- （3）障害福祉課は不適切項目に対する改善策が未記入または不十分である場合は、確認の上、必要に応じて個別指導を行う。

附則：この実施要領は平成31年4月1日から施行する。